

福島県青少年健全育成条例及び同施行規則の一部改正の概要について

こども・青少年政策課

1 本資料について

平成30年10月12日付け福島県条例第76号、福島県規則第70号で改正された内容について、概要をまとめたものです。

2 改正の趣旨

(1) 児童ポルノ自画撮り被害の防止

だまされたり脅されたりして、青少年が自身の裸体等をスマートフォン等で撮影し、メール等で送らせられる、いわゆる「児童ポルノ自画撮り被害」については、被害児童数が年々増加傾向にあり、極めて憂慮すべき事態となっています。

こういった犯行は、青少年が性に対する判断能力が未成熟であることに乗じて行われる極めて悪質なものである上、画像がインターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像については回収がほぼ不可能となり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となることも十分考えられます。

被害を防止するためには、青少年に対して画像を送るように働きかける行為自体を規制し、原因を絶つことが重要ですが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では製造や提供といった行為は禁止されているものの、勧誘行為を禁止する規定はないため、現行法令では青少年に対して自画撮りを勧誘する行為を取り締まることは困難な状況にありますので、所要の改正を行いました。

(2) 青少年のインターネット利用の急激な変化への対応

昨今、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、青少年によるインターネットの利用状況が大きく変化するなか、フィルタリングの利用率は低迷しています。

一方で、全国におけるコミュニティーサイト等に起因する性犯罪等の被害児童数は毎年過去最多を記録しており、犯罪児童のうちフィルタリング利用の有無が確認できた児童の約9割がフィルタリングを設定していなかったということが明らかになっております。

こうした状況に対応し、フィルタリングの利用促進を図るため、平成30年2月1日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の一部を改正する法律が施行されました。

本条例においても、インターネットの有害情報から青少年を守るため、フィルタリングの利用促進に係る保護者や事業者等に対する内容を規定していますが、今回の法改正により、規制対象事業者の義務が拡大したことを踏まえて、所要の改正を行いました。

3 改正の内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年自身に係る**児童ポルノ(※1)**やその電磁的記録その他の記録を提供するように当該青少年に対し、**不当な手段(※2)**で求める行為を禁止するとともに、罰則(30万円以下の罰

金)を規定しました。(第26条の2、第34条第4項第12号関係)

(2) インターネット上の有害情報等への対応の強化

ア 携帯電話事業者及びその代理店の説明及び説明書の交付義務

携帯電話事業者及びその代理店に対し、契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年であることが判明した場合に、**福島県青少年健全育成条例施行規則で定める事項(※3)**について説明するとともに、これらの事項が記載された説明書(電磁的記録でも可)を交付しなければならない義務を規定しました。

(第29条の2第1項関係)

イ 保護者のフィルタリングを利用しない場合の申出に係る書面の提出義務

保護者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合は携帯電話事業者に対し、また、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話事業者及びその代理店に対し、**福島県青少年健全育成条例施行規則で定める正当な理由(※4)**を記載した書面(電磁的記録でも可)を提出しなければならない義務を規定しました。

(第29条の2第2項関係)

ウ 携帯電話事業者及びその代理店の書面の保存義務

携帯電話事業者及びその代理店に対し、保護者から提出された書面(電磁的記録でも可)を、当該契約が終了する日、又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、保存しなければならない義務を規定しました。

(第29条の2第3項関係)

エ 知事による携帯電話事業者及びその代理店への立入調査及び勧告

携帯電話事業者及びその代理店の営業又は事業の場所に対する立入調査や、条例義務に違反している場合の勧告ができるものと規定しました。

(第29条の2第4項、第30条第1項第8号関係)

オ その他

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」との整合性を図るために用語を統一するなど、所要の改正を行いました。

以 上

児童ポルノ（※1）

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条に規定する児童ポルノの定義）

写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

不当な手段（※2）

- ・ 青少年に拒まれたにも関わらず求める。
- ・ 青少年を脅したり、だましたり、困惑させたりする。
- ・ 青少年に対し対償（お金や物など）を供与し、又はその供与の約束をする。

福島県青少年健全育成条例施行規則で定める事項（※3）

- ・ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- ・ 保護者が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第15条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、又は同法第16条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。）に対し、規則で定める正当な理由を記載した書面（電磁的記録でも可）を提出しなければならないこと。

【備考】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の関係条文については、「[青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）](#)」のとおり

福島県青少年健全育成条例施行規則で定める正当な理由（※4）

- ・ その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「青少年有害情報フィルタリングサービス等」という。）を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- ・ その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス等を利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
- ・ 保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないように適切に監督すること。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条

8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務）

第13条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第15条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。

ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務）

第16条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第19条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。